

### 所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、2月16日(金)～3月15日(木)です。

### 東村山税務署での所得税の確定申告

2月18日・25日は日曜日ですが、午前9時～午後5時に、東村山税務署で確定申告書作成のアドバイス、申告書の受け付けなどを行う休日窓口を開設します。なお、この2日

### 申告の必要がない方

(1)前記「申告が必要ない方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方  
(2)給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方  
(3)給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になっている方  
(4)29年中から継続して生活保護の生活扶助を受けている方

### 前年中収入がなかった方も市民税・都民税の申告を

29年中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し提出してください(同居の方の税法上の扶養になつていない場合は除く)。申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や

庁ホームページ (http://www.nitasojp) をご覧ください。

### 市役所での市民税・都民税の申告、所得税の確定申告

申告と相談は課税課市民税係(市役所2階) ☎470・7777(内線2333)・2337へ。

### 夜間・休日申告窓口

2月25日(日)に休日申告窓口を、3月12日(月)・13日(火)に夜間申告窓口を開設します。詳細は左表をご覧ください。なお、休日・夜間申告相談窓口では、電話相談および証明書の発行は行いません。

### 申告が必要な方

(1)30年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

障害者手帳、要介護の方は障害者控除対象者認定書、勤労学生は在学証明または学生証など)

### 市民税・都民税の申告書が届かない方

申告書は昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください。なお、申告書などは、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

### 申告に必要なもの

申告書▶印鑑▶個人番号確認書類(通知カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)▶源泉徴収票(29年分。市民税・都民税申告時のみ源泉徴収票がない場合は29年中の収入が分かるもの)▶控除のための必要書類(生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明、医療費の明細書

市役所の申告受付日時

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月16日(金)～ 3月15日(木)	申告書作成に補助が必要な方=午前8時半～午後4時▶提出のみの方=午前8時半～午後5時
	【休日窓口】 2月25日(日)	申告書作成に補助が必要な方=午前9時～午後3時半▶提出のみの方=午前9時～午後4時
	【夜間窓口】 3月12日(月)・ 13日(火)	申告書作成に補助が必要な方=午後4時～7時半▶提出のみの方=午後5時～8時

(2)給与所得者で、次のいずれかに該当する方

①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方  
②29年中に退職し、30年1月1日現在就職していない方

③給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

(3)30年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方  
※確定申告が不要な方(例) ①公的年金などの収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の場合、でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

人確認ができます。所得税の確定申告をする方は、マイナンバーカードの写しが必要です。

ご注意ください  
市役所で受けられる確定申告は、次のものに限ります。

(1)提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

(2)簡易な申告の方 確定申告書A様式の範囲の方(A様式の範囲でも雑損控除・住宅ローン控除1年目の方など受け付けできない場合があります)

※市役所では、確定申告書の作成補助を行います。医療費控除を受ける場合は、あらかじめ医療費の明細書の作成や合計額の計算をした上でお越しください。また、市役所でお受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。確定申告する必要がありません。

### 国民健康保険

### 滞納世帯主等特別措置のお知らせ

国民健康保険では、特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると、次の特別措置が適用されます。事情があつて納付が困難なときは、必ず保険年金課(市役所1階)または納税課(同2階)へご相談ください。

【特別措置の内容】①現在使っている被保険者証を返還していただき、短期被保険者証が交付されます(短期被保険者証とは、有効期限が短い被保険者証のことです)②前記①をもつても改善されないときは、資格証明書の交付や

### 国民健康保険

### 29年8月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解、ご協力をお願いいたします。

◎一般被保険者  
【診療件数】2万4216件  
【診療費】1006万8030円

### 夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

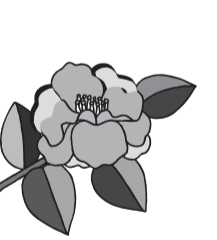
※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】夜間納税相談窓口 3月1日(木)午後8時～24時  
【休日納税相談窓口】2月24日(土)・25日(日)のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)  
【注意】納税証明書の発行はできません

【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

詳しくは同課 ☎470・7730へ。



### 第1回市議会定例会を開催します

3月3日(土)は土曜議会と議場ミニコンサートを開催します

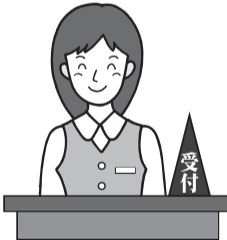
30年第1回市議会定例会が、3月1日(木)～27日(火)の日程で開催の予定です。3日(土)は、初めての土曜議会と本会議開催前に「議場ミニコンサート」を開催する予定です。

3日(土)、一般質問が5日(月)～8日(木)、常任委員会が12日(月)～14日(水)、日号ををご覧ください。予算特別委員会が15日(木)～22日(木)の予定です(☎0・7789へ)。

### B型・C型ウイルス肝炎の医療費助成制度

C型慢性肝炎患者に対する新たな治療方法が医療費助成の対象になりました

29年11月22日から、インターフェロンフリー治療(グリプレビル水和物およびピブレンタスビル配合剤による治療)が医療費助成の対象になりました。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。



### 市税などの納付にご協力ください

2月28日(水)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

B型・C型ウイルス肝炎の医療費助成一覧

医療費助成の対象になっている治療	
B型肝炎	インターフェロン治療(インターフェロン製剤、ペグインターフェロン製剤による治療) 核酸アナログ製剤治療
C型肝炎	1 インターフェロン治療 ①インターフェロン単剤治療 ②(ペグ)インターフェロンおよびリバビリン併用治療 ③ペグインターフェロン、リバビリンおよびプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法
	2 インターフェロンフリー治療 ①ダクラタスビル・アスナプレビル併用療法 ②レジパスビル/ソホスビル配合剤による治療 ③オムビタスビル水和剤・パリタプレビル水和剤・リトナビル配合剤による治療 ④エルバスビルおよびグラゾプレビル併用療法 ⑤ソホスビル・リバビリン併用療法 ⑥オムビタスビル水和剤・パリタプレビル水和剤・リトナビル配合剤およびリバビリン(レバトールカプセル200mgに限る)併用療法 ⑦グレカプレビル水和物・ピブレンタスビル配合剤による治療 ※3月31日(土)までに申請した場合、29年11月22日まで遡及可。